

○松山大学教学推進室規程

2020（令和2）年12月10日

制定

改正 2025（令和7）年2月20日

改正 2025（令和7）年6月19日

（設置）

第1条 松山大学（以下「本学」という。）は、松山大学学則第1条、及び第1条の2第2項に基づき、教学推進室（以下「本室」という。）を置く。

（目的）

第2条 本室は、次の各号に定める事項について全学的に推進し、学長の職務を支援することを目的とする。

- (1) 全学的な教学マネジメントに関すること。
- (2) 本学の教育研究活動の質の向上を図り、その質を適切な水準にするために実施する継続的な点検・評価・改善に関すること。
- (3) 教育改善や学習成果の把握に必要な情報の収集及び分析に基づく教学 IR の実施に関すること。

（業務）

第3条 本室は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 本学の教育活動に係る基本方針、各種政策及び計画の立案に関すること。
- (2) 本学における内部質保証の推進に関すること。
- (3) 本学が主体的に行う点検・評価及び結果に基づく改善活動の進捗管理及び支援に関すること。
- (4) 学習及び教育成果の把握に必要な IR 情報の収集、分析及び情報公表に関すること。
- (5) 高等教育の動向に係る調査、研究及び情報提供に関すること。
- (6) 学部・研究科等の組織における教育活動の改善、情報交換、調整及び支援に関すること。
- (7) FD（ファカルティ・ディベロップメント）及び教育研究活動等の運営を図るために必要な SD（スタッフ・ディベロップメント）の企画及び支援に関すること。
- (8) 文部科学大臣が認証する評価機関からの認証評価に関すること。
- (9) 前8号に基づく改善に関する要望及び政策に関する提案を学長に行うこと。
- (10) その他学長が必要と求める事項に関すること。

（室長）

第4条 本室に、教学推進室長（以下「室長」という。）を置く。

- 2 室長は、本室業務を統括する。
- 3 室長は、学長が副学長のうちから1名を任命する。
- 4 室長の任期は、原則として当該副学長の在任期間とする。

(構成員)

第5条 本室は、次の構成員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 学長補佐
- (3) 教学推進課構成員
- (4) その他学長が必要と認める者 若干名

(部会会議)

第6条 本室に、全学的な自己点検・評価の実施及び報告書の作成を行う部会会議を置く。

- 2 室長は、部会会議の業務を総括する。
- 3 室長は、必要に応じて部会会議を招集し、議長は室長がこれにあたる。
- 4 部会会議は、本室の構成員及び次の分野ごとからなる部会の長で構成する。
 - (1) 教育部会
 - (2) 教育支援部会
 - (3) 研究部会
 - (4) 社会連携部会
 - (5) 大学運営部会
- 5 部会は、学部・研究科等の組織が実施した点検・評価の結果を分野ごとに取りまとめ、部会会議に提出する。
- 6 部会は、次の構成員をもって組織し、部会の長は部会構成員の互選により選出する。
 - (1) 教育部会
 - ア 学部長
 - イ 研究科長
 - ウ 教務委員長
 - エ 教職課程運営委員長
 - オ 教務部の長
 - カ 薬学部事務部の長
 - キ 入試委員長
 - ク 入試部の長
 - (2) 教育支援部会
 - ア 学生委員長
 - イ 学生部の長
 - ウ 学生支援室運営委員会委員長
 - エ キャリアセンター長
 - オ キャリアセンター事務部の長
 - カ 情報センター長
 - キ 情報センター事務部の長

- ク 国際センター長
- ケ 図書館長
- コ 図書館事務部の長
- (3) 研究部会
 - ア 情報センター長
 - イ 情報センター事務部の長
 - ウ 図書館長
 - エ 図書館事務部の長
 - オ 総合研究所長
- (4) 社会連携部会
 - ア 社会連携室長
 - イ 企画部の長
 - ウ 総合研究所長
 - エ 図書館事務部の長
- (5) 大学運営部会
 - ア 副学長
 - イ 学長補佐
 - ウ 事務局長

(教学 IR)

第7条 教学 IR に関する要領は、別に定める。

(所管)

第8条 この規程に関する事務は、教務部教学推進課が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教学会議の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2021（令和3）年4月1日から施行する。
- 2 「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会規程」及び「松山大学自己点検・評価実施委員会規程」は、本規程の施行をもって廃止する。

附 則（2021（令和3）年3月29日）

この規程は、2021（令和3）年4月1日から施行する。

附 則（2025（令和7）年2月20日）

この規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する。

附 則（2025（令和7）年6月19日）

この規程は、2025（令和7）年6月19日から施行する。